

小平町高齢者肺炎球菌予防接種のご案内

《肺炎球菌予防接種って、何ですか？》

『肺炎球菌』による肺炎を予防する予防接種です。(肺炎の原因菌によっては、感染予防できないこともあります。)



《対象者は？》

小平町在住の65歳以上の町民が対象です。また、60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能の障害で身体障害者手帳1級の方も対象です。

《料金は？》

3,500円です。生活保護世帯の方は無料です。
本来は7,000円位するのですが、小平町の助成で安く接種できます。

《どこで予防接種できますか？》

小平町立小平診療所、小平町立鬼鹿診療所で接種できます。

(各町立診療所以外で接種を希望する方へ)

過去に高齢者肺炎球菌予防接種をしたことがない、下記の方が対象です。

- 60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能の障害で身体障害者手帳1級の方。
- 年度内に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。

《申し込み方法は？》

事前に、役場保健福祉課健康づくり係へお申し込みください。

《一生に一度の接種で効果はありますか？》

接種後5年以降も効果は残ると言われており、一生に一度が基本です。

ただし、呼吸機能や免疫機能に低下があり通院している方で主治医に勧められた場合など、再接種の必要性のある方は、役場保健福祉課健康づくり係へお問い合わせください。

* 高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種と任意接種について *

定期接種とは、予防接種法に基づくもので、過去に高齢者肺炎球菌予防接種をしたことがない、下記の方が対象です。

- 60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能の障害で身体障害者手帳1級の方。
- 年度内に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方。

65歳以上で、定期接種の対象以外の方が接種する場合は、法に基づかない『任意接種』となります。小平町では、定期接種も任意接種も同じ料金で接種できるよう、独自に費用の助成をしています。定期と任意の接種では、万が一副作用による健康被害が生じた場合に適用される制度が異なります。

- 定期接種 → 厚生労働省の健康被害救済制度
- 任意接種 → 独立行政法人医療品医療機器総合機構による医薬品副作用被害救済